

第13回 定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時 2024年6月26日（水曜日）午前10時
受付開始予定 午前9時

開催場所 東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号
ロイヤルパークホテル
2階「有明」

決議事項

- 第1号議案 剰余金の配当の件
- 第2号議案 吸収合併契約承認の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役1名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績運動事後交付型
譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

目 次

株主総会招集ご通知	1
経営統合および吸収合併についてのご説明	6
事業報告	8
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告	48
株主総会参考書類	56

ご出席くださる株主様と、ご出席が難しい株主様の公平性を勘案し、株主総会
におけるお土産の配布は行っておりません。何卒ご理解くださいますようお願
い申しあげます。

株主の皆様へ

証券コード 2117

2024年6月6日

(電子提供措置の開始日 2024年5月31日)

東京都中央区日本橋小網町14番1号

ウェルネオシュガー株式会社

代表取締役社長 山本 貢司

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

また、本年1月の令和6年能登半島地震により被災されました皆様には、心よりお見舞い申しあげますとともに、一日も早い復興をお祈り申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.wellneo-sugar.co.jp/ir/event/meeting.html>



【株主総会資料 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2117/teiji/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記の東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスのうえ、銘柄名「ウェルネオシュガー」またはコード「2117」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、3頁「議決権行使についてのご案内」に記載のとおり、当日の出席に代えて、書面またはインターネット等によって議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月25日（火曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

① 日 時	2024年6月26日（水曜日）午前10時（受付開始予定：午前9時）
② 場 所	東京都中央区日本橋蛎殻町二丁目1番1号 ロイヤルパークホテル 2階「有明」 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
③ 目的事項	報告事項 1. 第13期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の 連結計算書類監査結果報告の件 2. 第13期（2023年4月1日から2024年3月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 吸収合併契約承認の件 第3号議案 定款一部変更の件 第4号議案 取締役1名選任の件 第5号議案 監査役1名選任の件 第6号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する業績運動 事後交付型譲渡制限付株式の割当てのための 報酬決定の件
④ 議決権の行使についてのご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたしますが、当該書面は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、次に掲げる事項を除いております。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 - ③株主総会参考書類「第2号議案 吸収合併契約承認の件」のうち「3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要」の「(3)吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項」従いまして、当該書面に記載している連結計算書類および計算書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告を作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、1頁に記載のインターネット上の各ウェブサイトにその旨、修正前および修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席する方法

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2024年6月26日(水曜日)
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
(行使期限までに到着するようご返送ください)

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネット等で議決権を 行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年6月25日(火曜日)
午後5時30分完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法

第1·2·3·4·5·6号議案

賛成の場合 → 賛に印

反対の場合 → **否**に印

こちらに議案の賛否を
ご記入ください。

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)	(賛)
賛否表示欄	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)	(否)

なお、議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があつたものとして取り扱います。

書面およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等※による議決権行使のご案内

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセス
してください。

「次へすすむ」をクリック

次へすすむ

1

*** ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！ ***

- 本サイトのご利用にあたっては、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承いただけの方は【次へすすむ】ボタンをクリックしてください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

*** ログイン ***

2

- 議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードを複数枚持つ場合は、各枚のコードを記録してあります。(電子メールにより複数枚の議決権行使コードを記録しているお客様の場合は、指名に通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード: ログイン 閉じる

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を
ご入力ください。

「パスワード」を入力

*** パスワード認証 ***

「次へ」をクリック

3

- パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- ソフトウェアキーボードを使用する場合は、右のリンクをクリックしてください。
- パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード

次へ

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力
ください。

- 5 なお、携帯電話専用サイトは開設しておりませんので、ご了承ください。

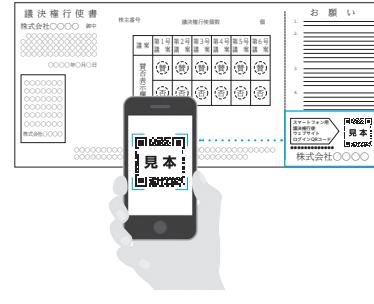
※操作画面はイメージです。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

スマートフォンを利用することによって議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

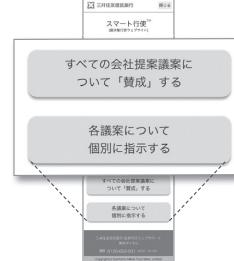


- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログインし、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。



※議決権行使書はイメージです。

- 議決権行使のお取り扱いについて
 - 書面とインターネット等により、重複して議決権行使された場合は、インターネット等によるもの有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数、議決権行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
 - 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
 - パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
- パスワードおよび議決権行使コードのお取り扱いについて
 - パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取り扱いください。
 - パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 午前9時～午後9時)

| 経営統合および吸収合併についてのご説明

1 経営統合について

日新製糖株式会社と伊藤忠製糖株式会社は2023年1月1日付で経営統合を行い、ウェルネオシュガーブル株式会社を持株会社とした新たなグループ体制を発足いたしました。

両社が保有する知見やリソースを集結し、経営基盤の強化と新たな事業領域の拡大に拍車をかけ、一層の企業価値向上を図ることにより、ウェルビーイング（Well-being）を実現する製糖業界のリーディングカンパニーを目指してまいります。

ウェルネオシュガーブル株式会社 WELLNEO SUGAR Co., Ltd.

【経営理念】

ペーパス＆バリューを軸に、すべての事業活動を通じて、より良い社会づくりに貢献してまいります。

<p style="text-align: center;">- Purpose - 存在意義</p> <p style="text-align: center;">糖のチカラと可能性を切り拓き“Well-being”を実現する</p>		
<p style="text-align: center;">- Values - 価値観</p>		
<p>挑戦 常に若々しく、 自ら高い志を掲げ 日々新たに挑戦し続けます</p>	<p>多様性 多様な価値観を受容し、 個々の違いや 個性を強みとしつつ、 一体感を持った組織で あり続けます</p>	<p>持続可能性 責任ある事業活動で、 持続可能な社会の実現に 貢献し続けます</p>

2 吸収合併について

当社は、当社を存続会社として、2024年10月1日（予定）に当社の100%子会社である日新製糖株式会社および伊藤忠製糖株式会社を吸収合併（以下「本合併」といいます。）することといたしました。

本合併により、不確実性の高まる事業環境において、経営基盤を強固なものとし、適切なグループガバナンスのもとで迅速な意思決定を行い、シナジー効果を早期に発揮するとともに、業務効率化による収益力の向上を図り、成長分野への積極的な資源の投下を推し進め、一層の企業価値の向上を目指してまいります。

詳細は、株主総会参考書類「第2号議案 吸収合併契約承認の件」をご参照ください。

2023年1月

不確実性が高まる事業環境において、
企業価値の向上を図るために
経営統合を実施。

本持株会社

ウェルネオシュガー

WELLNEO SUGAR Co., Ltd.



お砂糖はカップ印

株式100%
保有



クルルマークのお砂糖

株式100%
保有

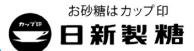
2024年10月

ウェルネオシュガー、日新製糖、
伊藤忠製糖の3社が完全統合。
新会社はウェルネオシュガーとする。

新会社

ウェルネオシュガー

WELLNEO SUGAR Co., Ltd.



吸収合併により、
ウェルネオシュガーに統合



クルルマークのお砂糖

事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

当社グループは、2020年3月期より国際財務報告基準（IFRS）を適用しております。

2023年1月1日付の経営統合により、当連結会計年度の主要な経営指標等の各計数は、前連結会計年度と比較して大幅に変動しています。

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国の経済につきましては、インバウンド需要が回復し企業業績の改善が見られるものの、不安定な国際情勢、世界的な金融引き締めによる為替影響、物価上昇による個人消費の伸び悩みなどにより先行き不透明な状況が続いています。

当連結会計年度の業績は、前期の期中における伊藤忠製糖(株)との経営統合、および主力の砂糖事業においてコスト上昇に対する売価への反映を進めたこと等により、売上収益は92,192百万円（前期比58.0%増）、営業利益は5,802百万円（同261.2%増）となりました。金融収益において、国内の投資先からの受取配当金1,552百万円を計上しました。以上の結果、税引前利益は7,627百万円（同322.8%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は5,524百万円（同420.0%増）となりました。

連結業績におけるセグメントの概況は以下のとおりです。なお、各セグメント利益は全社費用586百万円を含んでいません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満を切り捨て、また、記載比率は表示桁未満を四捨五入して、それぞれ表示しております。

砂糖その他食品事業

海外原糖市況につきましては、1ポンド当たり22.35セントで始まり、主要生産国ブラジルでの穀物の輸出増加による物流面での混乱懸念等から4月下旬には27セント台半ばまで上昇しました。ブラジルでの生産や輸出が順調に進んだことで一時21セント台まで下落しましたが、インドの減産懸念から砂糖輸出禁止措置が発表されると再度上昇し、11月上旬に今期高値となる28.14セントに達しました。その後、ブラジルの輸出量が大幅に増加するとの見方から今期安値となる20.03セントまで急下落し、安値圏では実需国の買いが相場を下支えする中でインド、タイの減産観測の緩和により上値も抑えられ、22.52セントにて当期を終了しました。

海外原糖市況（ニューヨーク市場粗糖先物相場（当限））			
日付	セント/ポンド	円/kg	為替（円/ドル）
始値 2023年4月3日	22.35	66.10	134.15
高値 2023年11月7日	28.14	93.74	151.10
安値 2023年12月26日	20.03	63.26	143.27
終値 2024年3月28日	22.52	75.72	152.52

（注）1ポンドは約0.4536kgとして換算し、為替は当日の三菱UFJ銀行直物為替公表TTSによっています。

一方、国内精糖市況（日本経済新聞掲載、東京）につきましては上白糖1kg当たり227円～229円で始まり、海外原糖市況の高騰を受け、7月下旬に12円、1月中旬にも10円と合計22円上昇し、249円～251円で当期を終了しました。

このような状況のもと、主力の砂糖につきましては、インバウンド需要の回復により土産菓子、外食関係向けなどが持ち直したものの、食品価格の値上げが続いたことによる消費低迷や家庭内調理機会の減少の影響を受けました。そのような中、独自製品のきび砂糖、きびオリゴの出荷は好調に推移しました。売上収益につきましては、伊藤忠製糖グループの業績が通期にわたって寄与するようになったこと、およびコスト上昇に対する売価への反映を進めたことにより増加しました。利益面においては、有利な原料調達ができたこと、および前期に経営統合関連の一過性費用を計上していたことにより大幅な増益となりました。

ツキオカフィルム製葉(株)につきましては、箔押、食用純金箔、フィルムの各事業において受注が増加したこと等により増収増益となりました。

以上の結果、砂糖その他食品事業合計の売上収益は87,953百万円（前期比63.1%増）、セグメント利益は6,015百万円（同258.1%増）となりました。

健康産業事業

健康産業事業につきましては、フィットネスの会員数が前期比で緩やかに回復してきていること、および効率的な運営によるコスト削減を継続していることから、売上収益は2,601百万円（前期比0.5%減）、セグメント利益は128百万円（前期は減損損失145百万円を含むセグメント損失204百万円）となりました。なお、セグメント利益にはリース負債の見直しによる再測定益235百万円、および不採算店舗の退店決定による減損損失173百万円が含まれています。

倉庫事業

倉庫事業につきましては、港湾運送において輸入合板の取扱量が減少したこと、および桟橋更新工事による費用増加により、売上収益は1,637百万円（前期比8.6%減）、セグメント利益は244百万円（同26.7%減）となりました。

② 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、1,840百万円となりました。

砂糖その他食品事業における設備投資の総額は、1,395百万円となりました。その主なものは、日新製糖株式会社における千葉工場（千葉市美浜区）のカッピング生産設備新規投資120百万円、今福工場（大阪市城東区）の生産設備維持更新222百万円、伊藤忠製糖株式会社（愛知県碧南市）における生産設備維持更新542百万円、第一糖業株式会社（宮崎県日向市）における生産設備増設・維持更新267百万円であります。

健康産業事業における設備投資の総額は、94百万円となりました。その主なものは、店舗賃貸借契約更新75百万円であります。

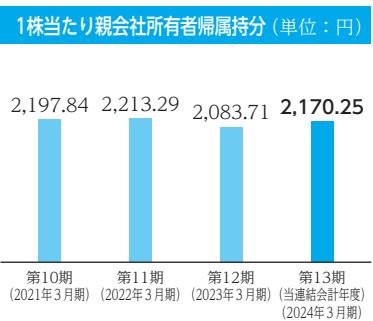
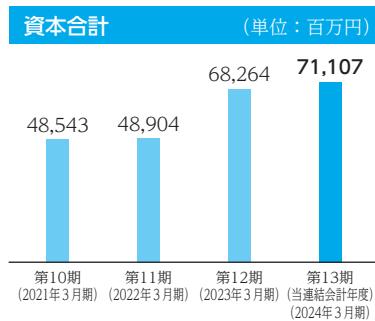
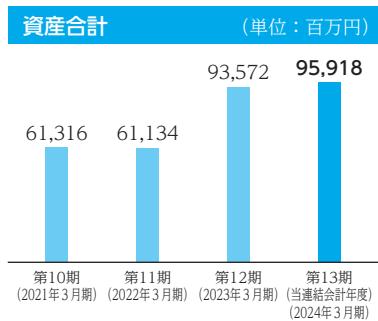
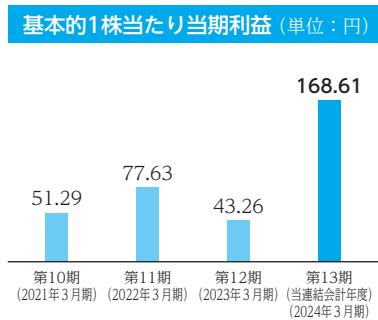
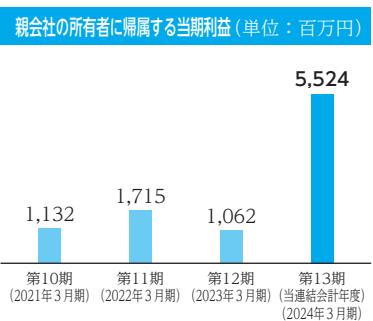
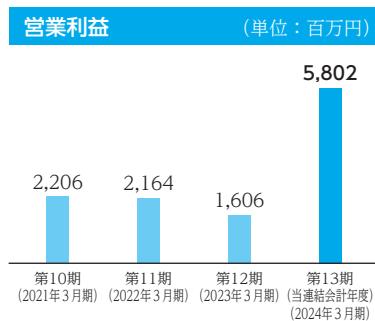
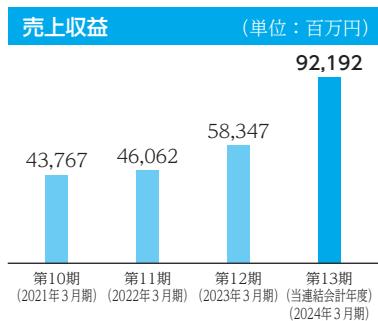
倉庫事業における設備投資の総額は、350百万円となりました。その主なものは、桟橋補修工事246百万円であります。

なお、当連結会計年度の設備投資は、自己資金により実施しました。

(2) 財産および損益の状況

区分	IFRS			
	第10期 (2021年3月期)	第11期 (2022年3月期)	第12期 (2023年3月期)	第13期 (当連結会計年度) (2024年3月期)
売上収益 (百万円)	43,767	46,062	58,347	92,192
営業利益 (百万円)	2,206	2,164	1,606	5,802
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	1,132	1,715	1,062	5,524
基本的1株当たり当期利益 (円)	51.29	77.63	43.26	168.61
資産合計 (百万円)	61,316	61,134	93,572	95,918
資本合計 (百万円)	48,543	48,904	68,264	71,107
1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)	2,197.84	2,213.29	2,083.71	2,170.25

(注) 当社は2023年1月1日付で、当社を株式交換完全親会社、伊藤忠製糖株式会社を株式交換完全子会社とする株式交換により経営統合を実施いたしました。本経営統合により、第12期(2023年3月期)以降の財産および損益が大幅に変動しております。



(3) 重要な親会社および子会社等の状況 (2024年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
日新製糖株式会社	100	100	砂糖その他食品の製造販売
伊藤忠製糖株式会社	2,000	100	砂糖および糖類ならびにその副産物の製造加工および販売
第一糖業株式会社	450	100 (100)	精製糖の製造および販売
新豊食品株式会社	90	100 (100)	砂糖等の加工および包装
ツキオカフィルム製薬株式会社	30	100 (100)	箔押事業・食用純金箔事業およびフィルム事業
日新サービス株式会社	90	100 (100)	合成樹脂等の販売
シー・アンド・エス・サービス株式会社	10	100 (100)	伊藤忠製糖株式会社の設備の点検・保全・管理・運送代行業務の受託
株式会社 日新ウエルネス	90	100 (100)	フィットネスクラブの運営
ニューポート産業株式会社	900	100 (100)	冷蔵倉庫・港湾運送業

(注) 出資比率の()内は、間接出資割合を内数で記載しております。

③ 特定完全子会社の状況

特定完全子会社の名称	伊藤忠製糖株式会社
特定完全子会社の住所	愛知県碧南市玉津浦町3番地
当社および当社の子会社における 特定完全子会社の株式の帳簿価額	23,516百万円
当社の総資産額	40,548百万円

④ 重要な関連会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
新東日本製糖株式会社	6,174	50 (50)	精製糖等の製造
新光糖業株式会社	300	50 (50)	国産分蜜糖の製造、販売
南栄糖業株式会社	98	40.2 (40.2)	原料用粗糖の製造、販売
久米島製糖株式会社	100	34.8 (34.8)	原料用粗糖の製造、販売
新中糖産業株式会社	457	28.9 (28.9)	不動産賃貸業
衣浦埠頭株式会社	200	29 (29)	埠頭業、倉庫業、港湾運送業、通関業、貨物利用運送事業他
衣浦ユーティリティー株式会社	480	28 (28)	蒸気・電気・用水の供給、排水の処理役務の提供
ツルヤ化成工業株式会社	100	20 (20)	甘味料を中心とした添加物、各種食品素材、健康食品、高機能性食品等の製造及び販売

(注) 1. 出資比率の()内は、間接出資割合を内数で記載しております。

2. 当社子会社の伊藤忠製糖株式会社は、2023年5月1日に、ツルヤ化成工業株式会社の普通株式42,800株(議決権比率20%)を取得いたしました。これにより、同社は当社の重要な関連会社となりました。

⑤ その他の重要な企業結合の状況

伊藤忠商事株式会社は、当社の議決権を37.9%所有しており、また住友商事株式会社は、当社の議決権を25.4%所有しております。当社は両社の持分法適用の関連会社であります。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境につきましては、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類へと移行したことや、行動制限が緩和されたことにより、社会経済活動は正常化に向かい、またインバウンド需要も増加したことから緩やかな景気回復が続くことが見込まれる一方で、エネルギーコストや物流コスト等の上昇や円安の影響による物価上昇圧力を受け、お客様の生活防衛意識が高まり、2024年度においても先行き不透明な厳しい状況が続いております。

このような状況のもと、当社は、2024年10月1日付で当社を存続会社とし、グループ会社である日新製糖株式会社および伊藤忠製糖株式会社と合併する予定です。経営資源・ノウハウを当社に結集することで、効率的な経営のスピードアップを図るとともに、独自性の高い機能性素材の研究開発と市場展開を更に推進し、“Well-being”（幸せ・健康）に資する今後の成長分野への資源の投下を積極的に行っていくことにより、「食」と「健康」の両面で豊かな生活の実現に貢献し、企業価値の最大化を目指してまいります。

【中期経営計画】

今般、「糖のチカラと可能性を切り拓き“Well-being”を実現する」という当社のPurpose（存在意義）を軸に、ウェルネオシュガーグループの将来的なありたい姿を見据え、さらなる企業価値の向上を目指し、その実現に向けた中期経営計画として「WELLNEO Vision 2027」を策定いたしました。この中期経営計画では、以下4つの戦略の柱を立てており、これらに取り組むことにより、当社を取り巻く様々なステークホルダーの“Well-being”的実現を目指してまいります。

①Food & Wellnessの事業拡大

Food & Wellnessセグメントにおきましては、健康増進による人々の生活の質の向上に貢献するべく、フードサイエンス事業とフィットネス事業により、幅広い場面で活用される多種多様な機能性素材・サービスを提供してまいります。

フードサイエンス事業では、腸内・口腔フローラ（腸内・口腔内に生息する多種多様な細菌の集まり）環境を整えることが心身の健康に寄与することに注目し、フローラを制御・デザインする様々な素材を展開していくことで、Sugarセグメントに次ぐ収益の柱への成長を目指します。カップオリゴ（ガラクトオリゴ糖）やきびオリゴ（フラクトオリゴ糖）などの腸内環境の改善に資する機能性甘味料素材については、製造能力の増強や認知度の向上と販売拡大に取り組み、オーラルケア分野での効果が期待される当社グループ独自のサイクロデキストランは、今後の需要に対応する

べく増産に向けた設備投資を行いながら、更なる付加価値の創出に向けた研究開発にも注力いたします。これまで実施してきたプレバイオティクス素材を活用した産学連携による技術開発にも引き続き取り組んでいくほか、ツルヤ化成工業株式会社にて研究開発を進めている食品添加物・高機能性食品や、ツキオカフィルム製薬株式会社の「可食フィルム」の事業展開や連携による商品開発力の強化など、グループ会社の資産や知見も最大活用してまいります。また、今後の更なる事業拡大においては、M&A等の活用も積極的に検討してまいります。

フィットネス事業では、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が5類へと移行したことにより会員数の回復を見込んでおりますが、競合サービスの台頭など多様化が進み、経営環境は引き続き厳しい状況にあります。集客促進のための効果的な広告も実施し、総合型店舗における子ども向けスクール事業の強化と採算性を重視した経営に努め、安全・安心な健康・からだづくりの場の提供を行い、早期の業績回復を目指してまいります。

②Sugarの基盤強化

国内砂糖消費量は、コロナ禍による落ち込みからは徐々に回復しつつあり、インバウンド需要の回復も見込まれておりますが、海外原糖市況については、主要生産国の増産見通しはあるものの、投機資金の動き等から先行きを見通しにくい環境にあり、また地政学的リスクや円安にともなう国内物価上昇の傾向から消費購買意欲の低下が懸念されるなど、今後も不透明かつ厳しい市場環境が見込まれます。

当社グループとしては、消費者の皆様に対して、生活必需品である安全・安心な砂糖を安定的に供給することで社会的責任を果たしていくことを最優先に取り組みながら、採算性を重視したオペレーションに努め、今般の経営統合・合併によるシナジー効果を早期に発揮し、ビジネスプロセスの業務効率化・生産性の向上や、きび砂糖をはじめとする高付加価値品販売の推進を軸とする商品力・販売力の強化を図ることにより、事業基盤を強化するとともに、業績の向上を目指してまいります。また、強固な基盤づくりの一環として2025年10月1日を目標に、当社の連結子会社である第一糖業株式会社を吸収合併する基本方針を2024年5月24日付取締役会において決議いたしました。今後も業界再編の動きが更に加速していくことが予想され、この動きに適切に対応できるよう、引き続き、経営効率と経営品質の向上に取り組んでまいります。

③人的資本経営の推進

当社グループでは、会社と従業員が結びつき、価値創出のプロセスを示していくたいと考えております。事業戦略に必要な人材要件を言語化し示すことで、従業員の共感と挑戦を引き出すとともに、多様な価値観をリスペクトし受容するオープンな職場環境のもと、すべての従業員が自律したプロフェッショナルとして活躍できる新しい人事制度を導入・運用し、従業員一人ひとりの自立的なライフキャリアを尊重する人材育成を推し進めてまいります。そのような取り組みが新しい価値

創出につながり、多様な人材に選ばれ続ける企業となる循環を生み、当社グループの持続的成長につながる取り組みと考えております。

④サステナビリティ経営の推進

サステナビリティの推進につきましては、従前定めておりました6つの重点領域をもとに、個人や企業を取り巻く社会環境、事業環境の変化を捉えたうえで、パーカス・事業戦略等を踏まえ、5つのマテリアリティ（重要課題）として特定いたしました。

今後これらのマテリアリティに対する取り組みを進め、持続可能な社会の実現に貢献し、当社グループの企業価値をより一層高めていくことで、サステナブル企業として、様々なステークホルダーの“Well-being”の実現に注力してまいります。

今後も社会環境、事業環境の変化を適切に捉えながら、ガバナンス体制の強化、既存事業の成長と事業領域の拡大を着実に進め、強固な経営基盤を構築することにより、プライム市場の上場会社として、更なる企業価値向上に努めてまいります。

※2024年5月24日に「中期経営計画『WELLNEO Vision 2027』の策定に関するお知らせ」を公表し、2024年5月30日に中期経営計画の詳細資料を公表いたしました。

上記資料は当社ホームページに掲載しております。

以下のウェブページをご参照ください。

<https://www.wellneo-sugar.co.jp/ir/event/explain.html>

(ご参考)

サステナビリティ基本方針

当社グループは、「挑戦」「多様性」「持続可能性」を、すべての事業を行う上で最も大切にする価値観として捉えており、企業の社会的責任を果たしていくことはもちろんのこと、環境・経済・社会の課題解決と事業による経済的価値の創造の両立、すなわちCSV（社会と企業の共通価値の創造）を意識した活動を通じて、自社と社会の持続的な発展を目指し、社会から認められるサステナブル企業として中長期的な企業価値向上に努めてまいります。

2024年10月の完全統合を前に、当社サステナビリティ推進委員会では、日新製糖株式会社および伊藤忠製糖株式会社のサステナビリティ推進委員会や関係部署と連携して、当社のパーパス・事業戦略等を念頭に置きながら、消費者やユーザーをはじめ、サプライチェーン、環境、従業員といった様々なステークホルダーの各種課題を“Well-being”に注目して整理し、最終的に5つのマテリアリティ（重要課題）として特定いたしました。今後は、それぞれのマテリアリティに設定したKGI（重要目標達成指標）の実現に向けて、KPI（重要業績評価指標）および各年度における行動計画を策定し、それらを意識しながら事業活動を行い、役員・従業員が一丸となってPDCAサイクルを回すことで、様々なステークホルダーの“Well-being”実現に向けて取り組んでまいります。

マテリアリティ	KGI	対応するSDGs
食と健康の課題解決による生活品質の向上	おいしさと健康の両立に役立つ製品・サービスの提供によって消費者の“Well-being”に貢献	 
多様な人材が活躍できる職場の実現	職場環境の整備やエンゲージメント向上施策を通じて従業員の“Well-being”を実現	 
安全で高品質な製品の安定供給	安全で高品質な製品の安定供給によってお客様の“Well-being”を実現	 
従業員やサプライチェーンの人権尊重	従業員やサプライチェーンの“Well-being”を守る	 
自然との共生	自然環境の“Well-being”への責任を自覚	  

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

当社グループは、当社、子会社11社および関連会社10社により構成されております。

主要な事業内容は以下のとおりであります。

(砂糖その他食品事業)

主に以下の各製品およびその原材料等の製造、加工、仕入ならびに販売を行っております。

- ・砂糖および糖類、健康食品、サプリメント、食用純金箔、可食フィルム、その他の食品
- ・食品添加物
- ・医薬品原料、医薬部外品

(健康産業事業)

主に以下のフィットネスクラブを運営しています。

- ・総合フィットネスクラブ
- ・女性専用のホットヨガ＆コラーゲンスタジオ
- ・コンパクトジム

(倉庫事業)

主に冷蔵倉庫を保有し、保管・荷役・港湾運送業務を行っております。

(6) 主要な事業所および工場等 (2024年3月31日現在)

	地図番号
① 当社 (東京都中央区)	②
② 子会社	
・ 日新製糖株式会社	
本社 (東京都中央区)	②
仙台営業所 (宮城県仙台市青葉区)	①
千葉物流センター (千葉県千葉市美浜区)	③
千葉工場 (千葉県千葉市美浜区)	③
名古屋営業所 (愛知県名古屋市中村区)	⑥
西部営業部 (大阪府大阪市城東区)	⑦
今福工場 (大阪府大阪市城東区)	⑦
広島営業所 (広島県広島市東区)	⑧
福岡営業所 (福岡県福岡市博多区)	⑨
沖縄ラボ (沖縄県うるま市)	⑯
・ 伊藤忠製糖株式会社	
本社 (愛知県碧南市)	⑥
工場 (愛知県碧南市)	⑥
・ 第一糖業株式会社 (宮崎県日向市)	⑩
・ 新豊食品株式会社 (千葉県千葉市美浜区)	③
・ ツキオカフィルム製葉株式会社 (岐阜県各務原市)	⑤
・ 日新サービス株式会社 (東京都中央区)	②
・ シー・アンド・エス・サービス株式会社 (愛知県碧南市)	⑥
・ 株式会社日新ウエルネス (東京都中央区)	②
・ ニューポート産業株式会社 (千葉県千葉市美浜区)	③
③ 関連会社	
新東日本製糖株式会社 (千葉県千葉市美浜区)	③
新光糖業株式会社 (鹿児島県熊毛郡)	⑪
南栄糖業株式会社 (鹿児島県大島郡)	⑫
久米島製糖株式会社 (沖縄県久米島町)	⑮
新中糖産業株式会社 (沖縄県中頭郡)	⑯
衣浦埠頭株式会社 (愛知県碧南市)	⑥
衣浦ユーティリティー株式会社 (愛知県碧南市)	⑥
ツルヤ化成工業株式会社 (山梨県韮崎市)	④



(ご参考) 株式会社日新ウェルネスが運営する主なスポーツクラブ

【ドゥ・スポーツプラザ】 総合フィットネスクラブ

豊洲 (東京都江東区)	南砂町 (東京都江東区)
上里 (埼玉県児玉郡)	羽生 (埼玉県羽生市)
高崎 (群馬県高崎市)	

【BLEDA (ブレダ)】 ホットヨガ&コラーゲンスタジオ

上里 (埼玉県児玉郡)	伊奈 (埼玉県北足立郡)
浦和美園 (埼玉県さいたま市)	新前橋 (群馬県前橋市)
野田 (千葉県野田市)	

【DO SMART (ドゥ・スマート)】 バジエット型トレーニングジム

野田 (千葉県野田市)	本庄 (埼玉県本庄市)
-------------	-------------

【スポーツクラブエンターテインメントA-1】 総合フィットネスクラブ

笹塚 (東京都渋谷区)

【A-1 EXPRESS】 24時間ジム

千歳烏山 (東京都世田谷区)	代田橋 (東京都世田谷区)
西永福 (東京都杉並区)	浜田山 (東京都杉並区)
桜上水 (東京都杉並区)	つつじヶ丘 (東京都調布市)
玉川学園前 (東京都町田市)	

【A-1 LightGYM24】 バジエット型24時間ジム

代田橋 (東京都世田谷区)	杉並宮前 (東京都杉並区)
---------------	---------------

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
砂糖その他食品事業	539 (65) 名	11名増 (3名減)
健康産業事業	63 (77) 名	6名減 (4名増)
倉庫事業	42 (一) 名	4名減 (一)
合 計	644 (142) 名	1名増 (1名増)

(注) 1. 使用人数は就業員数であり、臨時従業員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 当事業年度末の使用人数は、「(3)②重要な子会社の状況」に記載の子会社の使用人数であります。

② 当社の使用人の状況

当社は持株会社であり、業務を委託しているため、使用人はおりません。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
碧海信用金庫	2,500
株式会社三井住友銀行	1,960
株式会社みずほ銀行	1,610
三井住友信託銀行株式会社	1,470

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2024年3月31日現在)

① 発行可能株式総数	90,000,000株
② 発行済株式の総数	35,053,483株 (自己株式2,288,574株を含む)
③ 株主数	32,522名
④ 大株主 (上位10名)	

株 主 名	持株数 (株)	持株比率 (%)
伊藤忠商事株式会社	12,379,600	37.8
住友商事株式会社	8,296,281	25.3
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,261,300	3.8
ブルドックソース株式会社	399,600	1.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	331,000	1.0
むさし証券株式会社	306,300	0.9
平野 孝憲	218,047	0.7
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	177,200	0.5
関 定夫	157,000	0.5
日本生命保険相互会社	154,838	0.5

(注) 1. 当社は、自己株式を2,288,574株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役 (社外取締役を除く)	4,100株	4名

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2024年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	仲野真司	日新製糖株式会社代表取締役社長
代表取締役社長	山本貢司	内部監査室・ネオ機能性素材部担当 伊藤忠製糖株式会社代表取締役社長
取締役専務執行役員	大久保亮	総務部担当
取締役常務執行役員	瀬野大輔	人事部担当
取締役	飯塚佳都子	シティユーワ法律事務所パートナー ユシロ化学工業株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社キューソー流通システム社外監査役
取締役	藤原浩	
取締役	山東理二	日東工器株式会社社外取締役
取締役	南勝之	住友商事株式会社食料事業第一部長
取締役	太田晋二	伊藤忠商事株式会社砂糖・コーヒー・乳製品部長
常勤監査役	川口多津雄	
常勤監査役	今井秀明	伊藤忠製糖株式会社監査役
監査役	和田正夫	和田公認会計士事務所代表
監査役	成瀬圭珠子	抜弁天法律事務所代表弁護士 株式会社ウィザス社外監査役 株式会社鳥羽洋行社外取締役

- (注) 1. 取締役 飯塚佳都子氏、取締役 藤原浩氏、取締役 山東理二氏、取締役 南勝之氏および取締役 太田晋二氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 和田正夫氏および監査役 成瀬圭珠子氏は、社外監査役であります。
3. 取締役 飯塚佳都子氏および監査役 成瀬圭珠子氏は、弁護士資格を有しております。
4. 常勤監査役 川口多津雄氏は、長年に亘り財務部門を担当し、財務および会計に関する豊富な専門知識・経験、当社事業の豊富な知見を有するものであります。
5. 監査役 和田正夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 当社は、社外取締役 飯塚佳都子氏、社外取締役 藤原浩氏および社外取締役 山東理二氏ならびに社外監査役 和田正夫氏および社外監査役 成瀬圭珠子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

7. 取締役 山東理二氏は、2023年6月20日付で日東工器株式会社の社外取締役に就任いたしました。
また、2023年6月30日付で千代田化工建設株式会社の特別顧問を退任いたしました。
8. 監査役 成瀬圭珠子氏は、2024年1月1日付で抜弁天法律事務所代表弁護士に就任いたしました。
9. 取締役兼任者を除く2024年3月31日現在の執行役員は以下のとおりあります。
執行役員 山口 康雄 (経営企画部担当)
執行役員 伊藤 成人 (経営企画部担当)
執行役員 大場 健司 (財務部担当)
10. 2024年4月1日現在の執行役員は以下の7名で構成されております。
なお、※の執行役員は取締役を兼任しております。
※執行役員社長 山本 貢司 (内部監査室担当、伊藤忠製糖株式会社代表取締役社長)
※専務執行役員 大久保 亮 (総務部担当)
※常務執行役員 濑野 大輔 (人事部担当)
執行役員 山口 康雄 (経営企画部担当)
執行役員 伊藤 成人 (経営企画部担当)
執行役員 大場 健司 (財務部担当)
執行役員 安西 浩樹 (ネオ機能性素材部担当)

② 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しており、社外取締役および社外監査役全員との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役がその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。

イ. 当該保険契約の被保険者の範囲

- ・ 当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役および執行役員
- ・ 当社から当社子会社以外の非上場会社に、取締役として出向する者および監査役として出向する者

□. 当該保険契約の内容の概要

被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約により保険会社が補填するもので、1年毎に契約更新をしており、保険料については当社および当社のすべての子会社が全額負担しております。

当該保険契約によって被保険者である役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、当該保険契約に免責額の定めを設けており、当該免責額までの損害については補填の対象としないこととしております。

④ 取締役および監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数
		固定報酬	業績運動報酬	譲渡制限付 株式報酬	
取締役 (うち社外取締役)	132 (36)	81 (36)	41 (—)	9 (—)	11名 (6名)
監査役 (うち社外監査役)	36 (10)	36 (10)	— (—)	— (—)	4名 (2名)
合計 (うち社外役員)	169 (46)	118 (46)	41 (—)	9 (—)	15名 (8名)

(注) 1. 取締役の報酬限度額（譲渡制限付株式報酬を除く）は、2023年6月28日開催の第12回定時株主総会において固定報酬の他、業績運動報酬（役員賞与）も含めた上限額として年額300百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち社外取締役は5名）であります。

なお、業績運動報酬（役員賞与）の額は、当該事業年度において、複数の業績評価指標について目標値等を設定しており、それらに対する目標達成度を基準にして決定されるため、業績確定前につき見込額としております。

2. 監査役の報酬限度額は、2012年6月27日開催の第1回定時株主総会において月額4百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名（うち社外監査役は2名）であります。

3. 2020年6月25日開催の第9回定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入が決議されました。取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭報酬債権とし、その総額は年額41百万円以内と決議いただいております。また、各事業年度において取締役（社外取締役を除く）に対し割り当てる譲渡制限付株式の総数の上限は32,000株であります。なお、当該株主総会終結時点の取締役の員数は6名（うち社外取締役は3名）であります。

4. 当事業年度末日現在の取締役は9名（うち社外取締役は5名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。

□. 取締役の個人別報酬等の決定方針

当社は、2023年6月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、独立社外取締役および代表取締役で構成する任意の指名・報酬委員会（以下「指名・報酬委員会」という。）へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していること、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

取締役の報酬に関する基本方針

取締役の報酬は、その役割と責務および当社の業績等を勘案して決定するものとし、株主との価値共有、企業業績と企業価値の持続的な向上に対する動機付けや優秀な人材の確保に配慮した体系とします。

また、報酬の水準は、外部専門機関の調査データを活用し、同業他社や我が国における同程度の規模の主要企業の水準等を勘案し、業績に見合った水準とします。

取締役の報酬体系

取締役（社外取締役を除く）と社外取締役の報酬体系は、別体系とします。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、固定報酬である基本報酬、業績連動報酬である賞与、譲渡制限付株式報酬で構成し、社外取締役の報酬は固定報酬である基本報酬のみとします。

(基本報酬)

基本報酬は、その月額について、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の報酬額を基準に、独立社外取締役および代表取締役で構成する指名・報酬委員会（以下「指名・報酬委員会」という。）において、業績のほか当社従業員給与水準との格差や他企業の役員報酬水準を勘案したうえで策定した答申案に基づき、株主総会で承認された報酬総額の限度内で取締役会の決議によりその総額を決定します。

個人別的基本報酬額については、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定し、その額について毎月支給します。

(業績連動報酬である賞与)

業績連動報酬である賞与は、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の標準賞与額を基準に、指名・報酬委員会において、当該期の業績達成度および中期経営計画の達成状況等を評価したうえで答申案を策定し、株主総会で承認された報酬総額の限度内で取締役会の決議により、その総額を決定します。

個人別の業績連動報酬である賞与額については、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定し、その額について業績連動報酬賞与として毎期7月に支給します。

(譲渡制限付株式報酬)

譲渡制限付株式報酬額は、毎年、経営に対する責任・関与の度合いにより定めた役位別の年間報酬基礎額とその発行または処分に関する取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎に、指名・報酬委員会において、会社の経営状況を勘案したうえで検討し、株主総会で承認された譲渡制限付株式報酬総額の限度内で、取締役会の決議によりその総額を決定します。

また、割り当てる株式は、一定の譲渡制限期間および当社による無償取得事項等の定めに服する当社普通株式とし、株主総会で承認された譲渡制限付株式総数を上限に、決定した譲渡制限付株式報酬額を上記株価で除した数の株式を、指名・報酬委員会において検討したうえで、取締役会の決議により割り当てる総株式数を決定します。

個人別の譲渡制限付株式数については、取締役会の決議によりその決定を委任された当社代表取締役が、指名・報酬委員会の答申案に基づき決定し、毎期8月に付与します。

なお、取締役（社外取締役を除く）は、当社と譲渡制限付株式割当契約を締結し、当社に対して金銭報酬の債権全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受けます。譲渡制限の期間は、譲渡制限付株式の交付を受ける日から当社の取締役の地位を退任する（退任と同時に再任する場合を除く。）日までの期間とします。

(基本報酬、業績連動報酬である賞与および譲渡制限付株式報酬の構成割合)

基本報酬、業績連動報酬である賞与および譲渡制限付株式報酬の構成割合は、当社「取締役の報酬に関する基本方針」を踏まえ、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上の動機付けのため、報酬の構成割合が、より健全かつ適切なインセンティブの設定となるように、指名・報酬委員会において検討・策定した答申案に基づき、取締役会の決議により決定します。

ハ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の決定は、取締役会の決議により代表取締役会長・社長に委任します。委任された代表取締役会長・社長は、指名・報酬委員会の答申案に基づき個人別報酬額等を決定します。

⑤ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役 飯塚佳都子氏は、シティユーワ法律事務所のパートナー、ユシロ化学工業株式会社の社外取締役（監査等委員）および株式会社キューソー流通システムの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 山東理二氏は、日東工器株式会社の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役 南勝之氏は、住友商事株式会社の従業員であり、当社と同社との間には原材料の購入等の取引関係、ならびに同社が当社の議決権の25.4%を所有する資本関係があります。
- ・取締役 太田晋二氏は、伊藤忠商事株式会社の従業員であり、当社と同社との間には原材料の購入等の取引関係、ならびに同社が当社の議決権の37.9%を所有する資本関係があります。
- ・監査役 和田正夫氏は、和田公認会計士事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・監査役 成瀬圭珠子氏は、抜弁天法律事務所の代表弁護士、株式会社ウィザスの社外監査役および株式会社鳥羽洋行の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

口. 当事業年度における主な活動状況

活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役 飯塚佳都子	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しており、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
取締役 藤原浩	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。グローバル企業の経営経験や豊富な見識と卓越した経営能力を有しております、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、企業経営者の経験や見識に基づき、多角的な視点からの適切な助言や実効性の高い監督を行うなど、重要な役割を果たしております。</p> <p>さらに、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
取締役 山東理二	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席いたしました。企業経営やグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しております、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、企業経営者の経験や見識に基づき、多角的な視点からの適切な助言や実効性の高い監督を行うなど、重要な役割を果たしております。</p> <p>さらに、指名・報酬委員会委員を務め、取締役等の指名、報酬について審議し取締役会に答申するにあたり重要な役割を果たしております。</p>
取締役 南勝之	<p>当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席いたしました。総合商社でのグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しております、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、妥当性・適正性等の視点で意見交換、協議を推進するなど、重要な役割を果たしております。</p>

活動状況および社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要	
取締役 太田晋二	<p>2023年6月28日就任以降開催された取締役会12回の全てに出席いたしました。総合商社での担当分野における豊富な経験と高い見識を有しており、公正かつ客観的に意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、取締役会に付議された案件やグループ会社の事業運営に関する案件等について、妥当性・適正性等の視点で意見交換、協議を推進するなど、重要な役割を果たしております。</p>
監査役 和田正夫	<p>当事業年度に開催された取締役会16回のうち15回に出席し、監査役会17回の全てに出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。</p>
監査役 成瀬圭珠子	<p>当事業年度に開催された取締役会16回の全てに出席し、監査役会17回の全てに出席いたしました。弁護士としての豊富な専門知識・経験を有しております、法律専門家として、公正かつ客観的に独自の立場から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社業務執行の適法性について適宜、必要な発言を行っております。</p>

(4) 会計監査人の状況

① 名称 東陽監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	59
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	75

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額は合計額で記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等を検討したうえで、会計監査人の報酬等の額について同意をしております。
3. 当社の子会社である伊藤忠製糖株式会社およびニューポート産業株式会社は、東陽監査法人が会計監査人となっております。
4. 報酬等の額には、任意監査に係る報酬を含めています。

③ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

④ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(5) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容および当該体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

A. 決定内容の概要

当社は、会社法第362条第4項第6号、第5項および会社法施行規則第100条第1項、第3項に基づき、コンプライアンスの確保、財務報告の信頼性の確保、業務の効率化等、業務の適正を確保するため、以下の基本方針に則り、内部統制システムを構築する。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制の基礎として、「行動規範・行動指針」および「コンプライアンス規程」を定め、取締役会の決議により定めた執行役員を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の確立を図る。また、内部監査により、コンプライアンスの状況の監査を行う。

法令違反その他コンプライアンスに反する行為に対する内部通報体制を確立するため、「内部通報取扱規程」を定め、同規程に基づきその運営を行う。

取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用し執行機能と監督機能の分離を図るとともに、独立性の高い社外取締役を選任する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を確立する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理体制の基礎となる「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を確立する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに、再発防止策を講じる体制を確立する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、法律で定められた事項および経営に関する重要事項について審議する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催する。取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。執行役員は、取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示の下、業務を執行する。会社の業務執行を統括し、業務執行の重要事項の審議・決定機関として、また、株主総会、取締役会において審議、決定する経営に係わる重要事項の事前協議を行う機関として、経営会議を設置し、原則として月2回以上開催する。

取締役会および経営会議の決定に基づく職務執行については、「組織規程」「業務分掌規程」および「職務権限規程」において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定め、同職務執行が円滑かつ効率的に行われるようとする。

職務の合理化およびITの活用を通じて職務の効率化を推進する。

⑤ 次に掲げる体制その他の当社およびその子会社からなる企業集団（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

「関係会社管理規程」を定め、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させる体制を確立する。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「関係会社管理規程」を定め、各社のリスクに関する情報の報告をさせるとともに、当社リスク管理委員会等において子会社のリスクに関する事項も含め網羅的・統括的に管理する体制を確立する。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の自主性および独立性を尊重しつつ、当社グループの経営の適正かつ効率的な運営に資するため、子会社の管理の基本方針および運用方針を定める。

同方針に沿って、子会社の事業内容、規模等に応じた適正なガバナンス体制および内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて、取締役等の職務執行が効率的に行われているかをチェックし、必要に応じて改善等を指示する体制を確立する。

二. 子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「行動規範・行動指針」に基づき、子会社の取締役等および使用人が社会的な要請に応え、適法かつ公正な職務執行を行う体制を構築させる。

子会社に事業内容、規模等に応じたコンプライアンス体制を構築させるとともに、当社の内部通報体制あるいは内部監査体制等のコンプライアンス体制に、子会社を組み込むことにより統括的に管理する体制を確立する。

ホ. その他の当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正性を確保するため、当社役員または使用人を子会社役員として派遣または兼任させるとともに、当社内部監査室による定期的な監査を実施する。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」を定め、同規程に基づき、内部監査を実施することにより当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する体制を確立する。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役による監査が円滑に行われるよう監査役室を設け、専従スタッフを1名以上置くこととし、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行う。

⑧ 当社の取締役等および使用人が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

定期的に業務執行状況を報告するとともに、法定の取締役報告義務（会社法第357条「会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実」）に加え、当社および子会社の経営および業務執行に重要な影響を及ぼす事項、内部監査実施状況、内部通報状況等について速やかに報告する体制を確立する。

「内部通報取扱規程」に、当社グループの取締役等および使用人が当社相談窓口に通報を行うことができる旨ならびに当社相談窓口が通報を受けた場合には監査役に報告する旨を定める。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、当社監査役に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定める。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役が、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、経営の適法性や効率性について監査するとともに、必要に応じて取締役等または使用人に対して説明を求め、関係資料を閲覧することができる体制を確立する。あわせて、代表取締役や会計監査人等との定期的な会合を通して緊密な連携を図る体制を確立する。

⑫ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するための体制の基礎となる、「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部統制の有効性と妥当性を評価するために内部監査を定期的に実施する。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

社会的な秩序を維持、尊重し、必要な場合には法的な措置を前提として、暴力団やブラックジャーナリズム等の反社会的な勢力に対しては、屈することなく毅然とした態度で対決する旨を「行動規範・行動指針」に定め、対応責任部署を明確にし、対応マニュアルの作成、情報の一元管理を行い、不当要求行為等があった場合、即時に組織としての対応を行えるようにするとともに、平素から警察などの外部機関や関連団体との信頼関係の構築および連携を深め、情報収集に努める。また、役員等、使用人、取引先等が反社会的勢力と関係があるかどうかについて、通常必要と思われる注意を払うとともに、反社会的勢力と関係があるとは知らずに何らかの関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力と関係があると判明した時点あるいは反社会的勢力と関係があるとの疑いが生じた時点で、速やかに関係を解消する。

取締役等および使用人に対し、適宜情報提供を行い、研修等を実施し周知徹底する。

B. 運用状況の概要

当社は、上記基本方針に基づき以下の取組みを実施しています。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンス委員会を適宜開催することにより、グループ全体のコンプライアンスの徹底を図っているほか、年に1回、子会社を含む各部門のコンプライアンスへの取組状況の調査を実施し、その調査結果に基づき、当社内部監査室による、コンプライアンスの状況の監査を行っています。
- ロ. 「コンプライアンス規程」において法令違反その他コンプライアンスに反する違反発見者の届出義務を規定するとともに、「内部通報取扱規程」において受付窓口、告発情報の管理および伝達ルートの整備、調査と報告、告発者の保護等について規定しています。従来より社内通報窓口としてコンプライアンス委員会および監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置しておりましたが、当事業年度において、社外通報窓口として外部委託業者による「コンプライアンス相談窓口」を新たに追加し、受付窓口を拡充したうえで子会社を含む使用人等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。
- ハ. 取締役による職務執行の監督機能を向上させるため、執行役員制度を採用しています。
- ニ. 当社の適正なガバナンスにとって必要な客觀性と透明性を確保するために、社外取締役の独立性基準を定め、同基準に則り、当社からの独立性を有し一般株主と利益相反が生じるおそれがない社外取締役を3名選任しています。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役等の職務執行に係る文書その他の情報については、「文書取扱規程」を定め、同規程に基づき適切かつ確実に保存・管理するとともに取締役および監査役等が必要に応じて閲覧できる体制を整備しています。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業経営を取り巻く様々なリスクに対応するため、「リスク管理規程」を定め、全社横断的なリスク管理のためのリスク管理委員会を設置し、個々のリスクについての管理担当部を定め、同規程に則ったリスク管理体制を整備しています。また、不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする危機緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるとともに再発防止策を講じることとしています。リスク管理委員会を適宜開催し、種々のリスク発生を未然に防止する策等を検討しています。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 会社法等で定められた事項および経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役等の職務の執行を監督するため、2024年3月31日現在9名で構成する取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催しています。
- ロ. 2024年3月31日現在6名の執行役員が取締役会で決定した会社の方針および代表取締役の指示のもと、業務を執行しています。
業務執行の審議・決定機関である経営会議を原則として月2回以上開催し、会社の業務執行を統括し、経営に係る重要事項の事前協議を行っています。

⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

「関係会社管理規程」を定め、当社の「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、子会社各社の事業内容、規模等に応じた内部統制体制を整備させるとともに、当社内部監査室による監査等を通じて各社内部統制システムが適正かチェックし、必要に応じて改善等を指示しているほか、当社役員および使用人を子会社役員として派遣または兼任させることにより、業務の適正を確保しています。加えて、各社の業績に関する事項を定期的に報告させるとともに経営および業務執行に係る重要事項について適宜報告させています。

⑥ 内部統制システムの有効性と妥当性を確保するための体制

各業務から独立した社長直轄の内部監査室を設置し、監査計画に基づき、子会社を含めた業務の適正性および経営の妥当性、効率性を監査する内部監査を実施し、監査結果を社長および監査役会に適宜報告しています。

⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、その使用者の取締役からの独立性に関する事項および監査役のその使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役監査を支える監査役室専従スタッフとして、これら専門分野で実務経験のあるスタッフ1名を配置しています。なお、監査役室の専従スタッフへの業務指示および評価は監査役が行い、専従スタッフの人事については監査役会の同意を得たうえで行っています。

⑧ 当社の取締役等および使用者が監査役に報告するための体制ならびに子会社の取締役、監査役等および使用者またはこれらの者から報告を受けた者が当社監査役に報告するための体制

内部通報窓口として、監査役会に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、子会社を含む使用者等からのコンプライアンス違反の相談等を受け付けています。

⑨ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報取扱規程」に、監査役会に通報した者に対して、当該通報をしたことを理由に不利益な取扱いを行ってはならない旨を定めています。

⑩ 監査役の職務執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当期において、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求はありませんでしたが、請求された場合には、原則として速やかに当該費用または債務を処理することとしています。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は、取締役会に全員が出席しています。また、代表取締役と定期的な会合を実施しているほか、必要に応じて常勤監査役は経営会議、その他重要な会議に出席しています。

ロ. 内部監査室は、内部監査の実施内容とその結果について、適宜、監査役（会）に報告を行うことにより、監査役との連携を図っています。監査役と会計監査人は、監査計画（年次）および会計監査結果報告（四半期・期末決算毎）などの会議を定期的に開催するほか、必要に応じて情報交換を行っています。また、内部統制部門である経営企画部および財務部は、監査役と必要に応じて情報交換を行っています。

(12) 財務報告の信頼性を確保するための体制

「財務報告に係る内部統制の整備及び評価」基準を定め、同基準に基づき、財務報告に係る内部統制を整備・運用するとともに、内部監査の一環として財務報告に係る内部統制の整備状況および運用状況の有効性についての評価を定期的に実施しています。

なお、評価作業を外部のコンサルティング会社に委託し、評価実施者の評価対象業務からの独立性と監査実施者としての能力を確保しています。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

反社会的勢力排除に向けた取組みの基本方針を定め、対応責任部署を中心に対応しています。具体的には、定期的な取引先等に対する反社会的勢力との関連性の有無の確認実施、契約書等への反社会的勢力排除条項の導入等を実施しています。

(6) 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

連結計算書類

連結財政状態計算書

科目	第13期 2024年3月31日現在	(単位：百万円)	科目	第13期 2024年3月31日現在
資産			負債及び資本	
流動資産			負債	
現金及び現金同等物	12,509		借入金	8,000
営業債権及びその他の債権	8,237		営業債務及びその他の債務	6,898
その他の金融資産	71		リース負債	880
棚卸資産	16,375		その他の金融負債	77
その他の流動資産	733		未払法人所得税等	1,781
流動資産合計	37,927		引当金	218
非流動資産			その他の流動負債	2,991
有形固定資産	18,115		流動負債合計	20,847
使用権資産	2,120		非流動負債	
のれん	14,280		営業債務及びその他の債務	18
無形資産	242		リース負債	1,643
持分法で会計処理されている投資	14,944		その他の金融負債	98
その他の金融資産	6,792		退職給付に係る負債	394
繰延税金資産	129		引当金	430
営業債権及びその他の債権	15		繰延税金負債	1,317
その他の非流動資産	1,350		その他の非流動負債	58
非流動資産合計	57,990		非流動負債合計	3,962
資産合計	95,918		負債合計	24,810
			資本	
			資本金	7,000
			資本剰余金	34,690
			自己株式	△3,528
			その他の資本の構成要素	1,932
			利益剰余金	31,012
			親会社の所有者に帰属する持分合計	71,107
			資本合計	71,107
			負債及び資本合計	95,918

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第13期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
売上収益	92,192
売上原価	75,950
売上総利益	16,242
販売費及び一般管理費	10,530
その他の収益	450
その他の費用	359
営業利益	5,802
金融収益	1,584
金融費用	81
持分法による投資利益	322
税引前利益	7,627
法人所得税費用	2,103
当期利益	5,524
当期利益の帰属	
親会社の所有者	5,524
非支配持分	—
当期利益	5,524

連結持分変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				
	資本金	資本剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素	
				キャッシュ・フロー・ヘッジ	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2023年4月1日残高	7,000	34,687	△3,534	△12	1,559
当期利益	—	—	—	—	—
その他の包括利益	—	—	—	445	181
当期包括利益合計	—	—	—	445	181
自己株式の取得	—	—	△0	—	—
配当金	—	—	—	—	—
株式報酬取引	—	2	6	—	—
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	—	—	—	—	36
非金融資産への振替	—	—	—	△277	—
所有者との取引額合計	—	2	6	△277	36
2024年3月31日残高	7,000	34,690	△3,528	155	1,776

	親会社の所有者に帰属する持分			合計	
	その他の資本の構成要素		利益剰余金		
	確定給付制度の再測定	合計			
2023年4月1日残高	—	1,546	28,563	68,264	
当期利益	—	—	5,524	5,524	
その他の包括利益	△319	307	—	307	
当期包括利益合計	△319	307	5,524	5,831	
自己株式の取得	—	—	—	△0	
配当金	—	—	△2,719	△2,719	
株式報酬取引	—	—	—	9	
その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替	319	355	△355	—	
非金融資産への振替	—	△277	—	△277	
所有者との取引額合計	319	78	△3,075	△2,987	
2024年3月31日残高	—	1,932	31,012	71,107	

計算書類

貸借対照表

科目	第13期 2024年3月31日現在
資産の部	
流動資産	
現金及び預金	3,207
前払費用	2,765
関係会社短期貸付金	10
その他	160
その他	271
固定資産	37,340
有形固定資産	9,794
建物	1,961
構築物	16
機械及び装置	0
工具器具備品	6
土地	7,809
建設仮勘定	1
無形固定資産	9
ソフトウェア	6
その他	3
投資その他の資産	27,536
関係会社株式	23,616
関係会社長期貸付金	3,871
その他	48
資産合計	40,548

科目	(単位：百万円)
第13期 2024年3月31日現在	
負債の部	
流動負債	1,941
短期借入金	1,770
未払金	25
未払費用	56
未払法人税等	8
役員賞与引当金	41
その他	39
固定負債	1,593
繰延税金負債	363
資産除去債務	129
再評価に係る繰延税金負債	1,077
その他	22
負債合計	3,535
純資産の部	
株主資本	34,821
資本金	7,000
資本剰余金	24,819
資本準備金	1,750
その他資本剰余金	23,069
利益剰余金	6,530
その他利益剰余金	6,530
繰越利益剰余金	6,530
自己株式	△ 3,528
評価・換算差額等	2,191
土地再評価差額金	2,191
純資産合計	37,012
負債純資産合計	40,548

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第13期 2023年4月1日から 2024年3月31日まで
営業収益	1,895
経営管理料	973
ロイヤリティー収入	616
不動産賃貸収入	305
営業費用	1,428
営業利益	467
営業外収益	35
受取利息	30
その他	4
営業外費用	16
支払利息	7
支払手数料	8
その他	1
経常利益	485
特別損失	1
固定資産除却損	1
税引前当期純利益	484
法人税、住民税及び事業税	127
法人税等調整額	41
当期純利益	315

株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			資本剰余金 合計	利益剰余金 その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金					
当期首残高	7,000	24,813	2	24,816	8,934	△3,534	37,216	
当期変動額								
剰余金の配当	—	—	—	—	△2,719	—	△2,719	
当期純利益	—	—	—	—	315	—	315	
自己株式の取得	—	—	—	—	—	△0	△0	
資本準備金からその他 資本剰余金への振替	—	△23,063	23,063	—	—	—	—	
株式報酬取引	—	—	2	2	—	6	9	
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	
当期変動額合計	—	△23,063	23,066	2	△2,404	6	△2,395	
当期末残高	7,000	1,750	23,069	24,819	6,530	△3,528	34,821	

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	—	—	2,191	2,191	39,408
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	—	—	△2,719
当期純利益	—	—	—	—	315
自己株式の取得	—	—	—	—	△0
資本準備金からその他 資本剰余金への振替	—	—	—	—	—
株式報酬取引	—	—	—	—	9
株主資本以外の項目の 当期中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	—	—	△2,395
当期末残高	—	—	2,191	2,191	37,012

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

ウェルネオシュガー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士 佐山正則
指 定 社 員	公認会計士 井澤浩昭
指 定 社 員	公認会計士 大島充史

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ウェルネオシュガー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、ウェルネオシュガー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年5月21日

ウェルネオシュガー株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

東京事務所

指 定 社 員	公認会計士 佐山正則
業 務 執 行 社 員	公認会計士 井澤浩昭
指 定 社 員	公認会計士 大島充史
業 務 執 行 社 員	

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ウェルネオシュガー株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人的責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社、工場及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2.監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月22日

ウェルネオシュガーリミテッド 監査役会

常勤監査役 川口 多津雄 印

常勤監査役 今井 秀明 印

監査役 和田 正夫 印

監査役 成瀬 圭珠子 印

(注) 監査役和田正夫及び監査役成瀬圭珠子は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、「資本政策の基本的な方針」において、中長期的に親会社所有者帰属持分当期利益率（R O E）向上を図り、成長投資と株主還元の充実を両立させることとしております。利益配分につきましては、連結配当性向（D P R）60%、または親会社所有者帰属持分配当率（D O E）3%のいずれか大きい額を基準に配当を行います。

算定式の詳細は以下に記載のとおりとなります。

1. 1株当たり年間配当金額の算定式

連結配当性向（D P R）60%基準

期末基本的1株当たり連結当期利益168.60円の60%=102円（1円未満切上げ）

親会社所有者帰属持分配当率（D O E）3%基準

期末1株当たり親会社所有者帰属持分2,170.25円の3%=66円（1円未満切上げ）

連結配当性向（D P R）60%基準102円の方が大きいため、102円を1株当たり年間配当金額といたします。

2. 期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、上記配当方針に基づき算定した年間配当金額（1株当たり102円）から、2023年12月に実施しました中間配当金額（1株当たり46円）を差し引いた56円といたします。

配当財産の種類	金 銭
配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 56円 配当総額 1,834,834,904円
剰余金の配当が効力を生じる日	2024年6月27日

1. 吸収合併を行う理由

当社は、当社の事業を分割した日新製糖株式会社（以下「日新製糖」といいます。）および伊藤忠製糖株式会社（以下「伊藤忠製糖」といいます。）との間で、2023年1月1日付で経営統合を行い、当社を持株会社としたグループ体制を発足いたしました。当社グループは、日新製糖および当社の完全子会社となった伊藤忠製糖が保有する知見やリソースを集結し、一層の企業価値向上を目指してまいりましたが、さらなる収益力の向上を目指し、当社を存続会社、日新製糖および伊藤忠製糖を消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）について、2024年10月1日を効力発生日として行うことといたしました。

本合併につきましては、基本方針を決定した2023年5月26日時点では、合併手続きを簡略化できる簡易合併を予定しておりましたが、本合併の会計処理について精査を進めるなかで、当社に抱合せ株式消滅差損が発生する場合も想定し、株主総会にてお諮りすることとし、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

2. 吸収合併契約の内容の概要

当社、日新製糖および伊藤忠製糖が2024年5月24日付で締結した合併契約の内容は次のとおりです。

（以下、契約書写し）

合 併 契 約 書

ウェルネオシュガー株式会社（以下「甲」という。）、日新製糖株式会社（以下「乙」という。）および伊藤忠製糖株式会社（以下「丙」という。）は、以下のとおり合併契約を締結する。

第1条（合併の方法）

甲、乙および丙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社とし、乙および丙を吸収合併消滅会社とする合併（以下「本合併」という。）を行う。

第2条（商号および住所）

吸収合併存続会社および吸収合併消滅会社の商号および住所は次のとおりである。

（甲）吸収合併存続会社

商号 ウェルネオシュガー株式会社

住所 東京都中央区日本橋小網町14番1号

(乙) 吸収合併消滅会社

商号 日新製糖株式会社

住所 東京都中央区日本橋小網町14番1号

(丙) 吸収合併消滅会社

商号 伊藤忠製糖株式会社

住所 愛知県碧南市玉津浦町3番地

第3条（効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2024年10月1日とする。但し、手続きの進行に応じ必要があるときは、甲、乙および丙が協議のうえ、これを変更することができる。

第4条（本合併に際して交付する金銭等）

甲は、乙および丙の発行済株式の全てを所有しているため、本合併に際して、乙および丙の株主に対して、その有する株式に代わる金銭等を交付しない。

第5条（資本金および準備金の額に関する事項）

本合併に際して甲の資本金および準備金の額は増加しない。

第6条（合併承認決議）

- 1 甲は、効力発日の前日までに、株主総会において、本契約の承認および本合併に必要な事項に関する決議を行うことを要する。
- 2 乙および丙は、会社法第784条第1項の規定により、株主総会の承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（会社財産の引継ぎ）

甲は、効力発日において、乙および丙の従業員全員、資産負債ならびにこれらに付随する一切の権利義務を承継する。

第8条（会社財産の管理等）

甲、乙および丙は、本契約締結後、効力発日に至るまで、善良なる管理者としての注意義務をもってそれぞれの事業を執行するものとし、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ契約当事者間で協議の上、これを実行する。

第9条（合併条件の変更および本契約の解除）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、契約当事者の資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、契約当事者間で協議の上、合併の条件その他本契約の内容を変更し、または本契約を解除することができる。

第10条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲、乙および丙が協議の上、これを決定する。

本契約締結の証として、本書1通を作成し、各自が記名押印の上、甲が原本を保有し、乙および丙はその写しを各1通保有する。

2024年5月24日

甲 東京都中央区日本橋小網町14番1号

ウェルネオシュガー株式会社

代表取締役社長 山本 貢司

乙 東京都中央区日本橋小網町14番1号

日新製糖株式会社

代表取締役社長 仲野 真司

丙 愛知県碧南市玉津浦町3番地

伊藤忠製糖株式会社

代表取締役社長 山本 貢司

3. 会社法施行規則第191条に定める事項の内容の概要

（1）合併対価の相当性に関する事項

当社と日新製糖、また当社と伊藤忠製糖は、いずれも完全親子会社の関係にあることから、当社は本合併に際して株式その他の金銭等の交付は行いません。

（2）新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

(3) 吸収合併消滅会社の計算書類等に関する事項

吸収合併消滅会社である日新製糖および伊藤忠製糖の最終事業年度に係る計算書類等は、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面への記載を省略しております。招集ご通知1ページに記載のウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

なお、会社法第794条第1項および会社法施行規則第191条に定める吸収合併に係る事前開示事項の公表日時点において、日新製糖の2024年3月期に係る計算書類等は同社株主総会での承認を経ていないことから、2023年3月期の計算書類等を掲載しております。

(4) 当社および吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担、その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

1. 変更の理由

当社は、第2号議案「吸収合併契約承認の件」に記載のとおり、当社完全子会社である日新製糖株式会社および伊藤忠製糖株式会社と、2024年10月1日を効力発生日とする吸収合併を行い、純粹持株会社から事業会社へ移行いたします。この経営体制の変更に伴い、目的に関する規定を一部変更するものであります。

また、本議案に基づく定款一部変更は、本定時株主総会において第2号議案「吸収合併契約承認の件」が原案どおり承認可決され、この合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日にその効力が生じる旨の附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1 次の事業を営む会社および外国会社の株式または持分を保有することによる当該会社の事業活動の支配および管理</u> <u>(1) ①～④ (条文省略)</u> <u>(2)～(10) (条文省略)</u></p>	<p>(目的) 第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(削除)</p> <p><u>1 (1)～(4)</u> <u>2～10</u> (項数削減により見出し番号変更)</p> <p>(削除)</p> <p style="text-align: right;">附 則</p> <p>第1条 定款第2条 (目的) の変更は、2024年6月26日開催の定時株主総会に付議される第2号議案「吸収合併契約承認の件」が原案どおり承認可決されることおよびこの合併契約に基づく吸収合併の効力が発生することを条件として、当該吸収合併の効力発生日に効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該吸収合併の効力発生日経過後これを削除する。</p>
<p><u>2 前項各号に付帯または関連する一切の業務</u></p> <p>(新設) (新設)</p>	

第4号議案

取締役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役瀬野大輔氏は辞任されますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は退任する取締役の後任として補充選任するものであり、選任される取締役の任期は、当社定款の規定により、他の現任取締役の任期の満了する時（2025年6月開催予定の定時株主総会終結の時）までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。



いとう なると
伊藤 成人 (1965年11月20日生)

新任

●略歴、当社における地位および担当ならびに重要な兼職の状況

1988年4月 伊藤忠製糖株式会社入社

2003年5月 同社営業室長

2013年6月 同社執行役員 業界・経営企画・情報システム担当

2019年6月 同社常務執行役員 業界・経営企画・情報システム担当（現任）

2023年1月 当社執行役員 経営企画部担当（現任）

所有する当社の株式数

0株

取締役候補者とした理由

伊藤成人氏は、伊藤忠製糖株式会社において、担当分野における豊富な経験と高い見識を有しており、当社グループの持続的な企業価値向上および取締役会の意思決定機能・監督機能の強化に寄与することが期待されることから、取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、取締役候補者といたしました。

(注) 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、①当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役および執行役員 ②当社から当社子会社以外の非上場会社に取締役として出向する者および監査役として出向する者であり、当該保険の保険料は、当社および当社のすべての子会社が全額負担しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）。

本選任議案の候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

第5号議案

監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、監査役川口多津雄氏は辞任されますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案は退任する監査役の後任として補充選任するものであり、選任される監査役の任期は、当社定款の規定により、退任する監査役の任期の満了する時（2027年6月開催予定の定時株主総会終結の時）までとなります。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。



こにし まさと
小西 正人 (1964年10月15日生)

新任

●略歴、当社における地位および重要な兼職の状況

- 1988年 4月 住友商事株式会社入社
2011年 4月 同社食料事業業務企画部長
2017年 8月 同社米州食料グループ長
2018年 4月 同社米州食料・ライフスタイルグループ長
2019年 4月 同社食料事業本部長補佐兼食料事業第二部長
2019年 6月 当社社外取締役
2021年 4月 住友商事株式会社食料事業本部長補佐兼食料事業第一部長
2022年 4月 同社アジア大洋州ライフスタイルユニット長（現任）

監査役候補者とした理由

小西正人氏は、総合商社でのグローバルなビジネス経験を通して、幅広い経験と見識を有しております、公正かつ客観的な見地より監査役として職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、同氏は2019年6月から2021年6月までの間、当社の社外取締役を務めていたことから、当社監査役会の機能強化に寄与することが期待され、監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 候補者と当社との間の特別の利害関係については次のとおりであります。

小西正人氏は、住友商事株式会社においてアジア大洋州ライフスタイルユニット長を務めており、当社と同社との間には原材料の購入等の取引関係ならびに同社が当社の議決権の25.4%を所有する資本関係があります。

2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、①当社および当社のすべての子会社のすべての取締役、監査役および執行役員 ②当社から当社子会社以外の非上場会社に取締役として出向する者および監査役として出向する者であり、当該保険の保険料は、当社および当社のすべての子会社が全額負担しております。当該保険契約では、被保険者の行為に起因して保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害を当該保険契約によって補填することとしております（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）。
本選任議案の候補者が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、当該保険契約は、次回更新時においても同様の内容での更新を予定しております。

第6号議案

取締役（社外取締役を除く）に対する業績連動事後交付型 譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2023年6月28日開催の当社第12回定時株主総会において、基本報酬の他、役員賞与も含めた上限額として年額300百万円以内とご承認いただくとともに、これとは別枠として、2020年6月25日開催の当社第9回定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度を導入し、本譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬（金銭報酬債権）の総額を年額41百万円以内、各事業年度に割り当てる譲渡制限付株式総数の上限を32,000株とするご承認をいたしております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）が、株主の皆様と同じ目線で業績を向上させ、さらに、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、持続的な株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めることを目的として、対象取締役に対し、各事業年度を業績評価期間として、業績評価期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じた数の当社普通株式（以下「業績連動事後交付型譲渡制限付株式」という。）を、下記のとおり割り当てるここといたしたいと存じます。

つきましては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬等の額とは別枠として、対象取締役に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、各対象期間（下記1. で定義される。）につき41百万円以内として設定いたしたいと存じます。また、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付条件を満たした後、当該株式の交付日までの間、当社取締役会が正当と認める事由により、当社の取締役を退任した場合には、各対象期間において支給することとなる上記金銭報酬債権の総額と合わせて上記金額の範囲内で、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付に代えて、金銭を支給できるものといたしたく存じます。

なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当ては、当社における対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各対象期間において割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.09%程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

今回の対象取締役の報酬の変更は当社の取締役の報酬に関する基本方針に沿ったものであり、本議案は、当社の事業規模、取締役の報酬体系やその支給水準等、総合的に勘案し、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、現在の当社の取締役は9名（うち社外取締役5名）であり、第4号議案「取締役1名選任の件」のご承認が得られた場合でも同様となります。

記

対象取締役に対する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の具体的な内容および数の上限

1. 業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当ておよび払込み

当社は、対象取締役に対して、各事業年度を業績評価期間（以下「対象期間」という。）として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて、業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受ける。したがって、対象期間の開始時点では、各対象取締役に対して、業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権を支給するか否か、支給する場合における当該金銭報酬債権の額および交付する業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数（以下「交付株式数」という。）は確定していない。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が上記の現物出資に同意していることおよび対象取締役が下記5.に定める内容を含む業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

初回の対象期間は、第14期事業年度（2024年4月1日～2025年3月31日）であり、以後、各事業年度を新たな対象期間として業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを行うことができるものとする。

2. 業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数32,000株を、各対象期間において割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該業績連動事後交付型譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

3. 交付株式数の算定方法

対象取締役に対する交付株式数は、当社の経営に対する責任・関与の度合いにより当社取締役会が決定した役位別の株式報酬基準額を基礎として、対象期間における当社取締役会が定める業績等の数値目標等の達成度合いに応じて増減することにより、業績連動事後交付型譲渡制限付株式報酬の額を決定したうえで、当該報酬額を1株当たりの業績連動事後交付型譲渡制限付株式の価格で除した数とする。

なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てに際し、使用する各数値目標等、交付株式数の具体的な算定にあたり必要となる指標については、任意の指名・報酬委員会で検討のうえ、当社取締役会において決定する。

4. 交付要件

対象期間が終了し、以下の交付要件を満たした場合に、各対象取締役に対して金銭報酬債権を支給し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで各対象取締役に業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するものとする。

なお、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付は、当社による新株式発行または自己株式の処分の方法により行われ、その払込金額は、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てに係る当社取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とする。

- (1) 対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日までの期間、対象取締役が継続して当社の取締役の地位にあったこと
- (2) 当社取締役会で定める一定の非違行為がなかったこと
- (3) 当社取締役会が定めるその他必要と認められる要件を充足すること

ただし、上記（1）にかかわらず、対象期間中に新たに就任した対象取締役が存在する場合には、当該対象取締役に対する交付株式数を、在任期間等を踏まえて合理的に調整することができるものとする。また、上記（1）にかかわらず、対象期間終了後最初に到来する当社定時株主総会の開催日の後、業績連動事後交付型譲渡制限付株式が交付されるまでの間に任期満了その他当社取締役会が正当と認める事由により当社の取締役を退任した場合には、業績連動事後交付型譲渡制限付株式の交付に代えて、それらに相当する額として当社取締役会が合理的に算定する額の金銭を対象取締役に対して支給することができるものとする。なお、当該金銭の額は、各対象期間において支給することとなる業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付するための金銭報酬債権の額と合わせて、各対象期間につき41百万円以内とする。

また、対象期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合、当該対象期間に係る業績連動事後交付型譲渡制限付株式を交付しないものとする。

5. 業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約の内容

業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と業績連動事後交付型譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する業績連動事後交付型譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

(1) 謾渡制限の内容

業績連動事後交付型謹渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、業績連動事後交付型謹渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間（以下「謹渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた業績連動事後交付型謹渡制限付株式（以下「本割当株式」という。）につき、第三者に対して謹渡、質権の設定、謹渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下「謹渡制限」という。）。

(2) 業績連動事後交付型謹渡制限付株式の無償取得

当社は、業績連動事後交付型謹渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 謹渡制限の解除

当社は、謹渡制限期間が満了した時点をもって、本割当株式の全部につき、謹渡制限を解除する。

(4) 組織再編等における取扱い

当社は、謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合（当該組織再編等の効力発生日が謹渡制限期間が満了した時点より前に到来するとき限り。）であって、かつ当該組織再編等に伴い業績連動事後交付型謹渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役を退任することとなる場合には、本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謹渡制限を解除する。

以上

(ご参考)

2024年6月26日付の当社の役員体制

[取締役体制]

代表取締役会長	仲野 真司
代表取締役社長	山本 貢司
取締役	大久保 亮
取締役	伊藤 成人
社外取締役 独立役員	飯塚 佳都子
社外取締役 独立役員	藤原 浩
社外取締役 独立役員	山東 理二
社外取締役	南 勝之
社外取締役	太田 晋二

[監査役体制]

常勤監査役	今井 秀明
常勤監査役	小西 正人
社外監査役 独立役員	和田 正夫
社外監査役 独立役員	成瀬 圭珠子

[執行役員体制]

執行役員社長	山本 貢司	内部監査室担当
専務執行役員	大久保 亮	総務部担当
執行役員	山口 康雄	経営企画部担当
執行役員	伊藤 成人	人事部・経営企画部担当
執行役員	大場 健司	財務部担当
執行役員	安西 浩樹	ネオ機能性素材部担当

(ご参考)

2024年6月26日付の取締役および監査役の専門性と経験（スキルマトリックス）

		専門性と経験										
	氏名	企業経営 経営戦略	ESG CSR	コンプライアンス リスク管理	内部統制 ガバナンス	財務 会計	人事労務 人材開発	営業 マーケティング	生産 品質管理	R&D 新規事業	IT DX	
取 締 役	仲野真司	●	●	●	●		●					
	山本貢司	●		●	●			●		●		
	大久保亮	●	●	●	●	●						
	伊藤成人※	●					●		●	●	●	
	飯塚佳都子	●		●	●		●					
	藤原浩	●			●					●	●	
	山東理二	●	●		●					●		
	南勝之	●						●				
	太田晋二	●						●				
監 査 役	今井秀明			●	●	●						
	小西正人※	●			●			●				
	和田正夫				●	●						
	成瀬圭珠子			●	●							

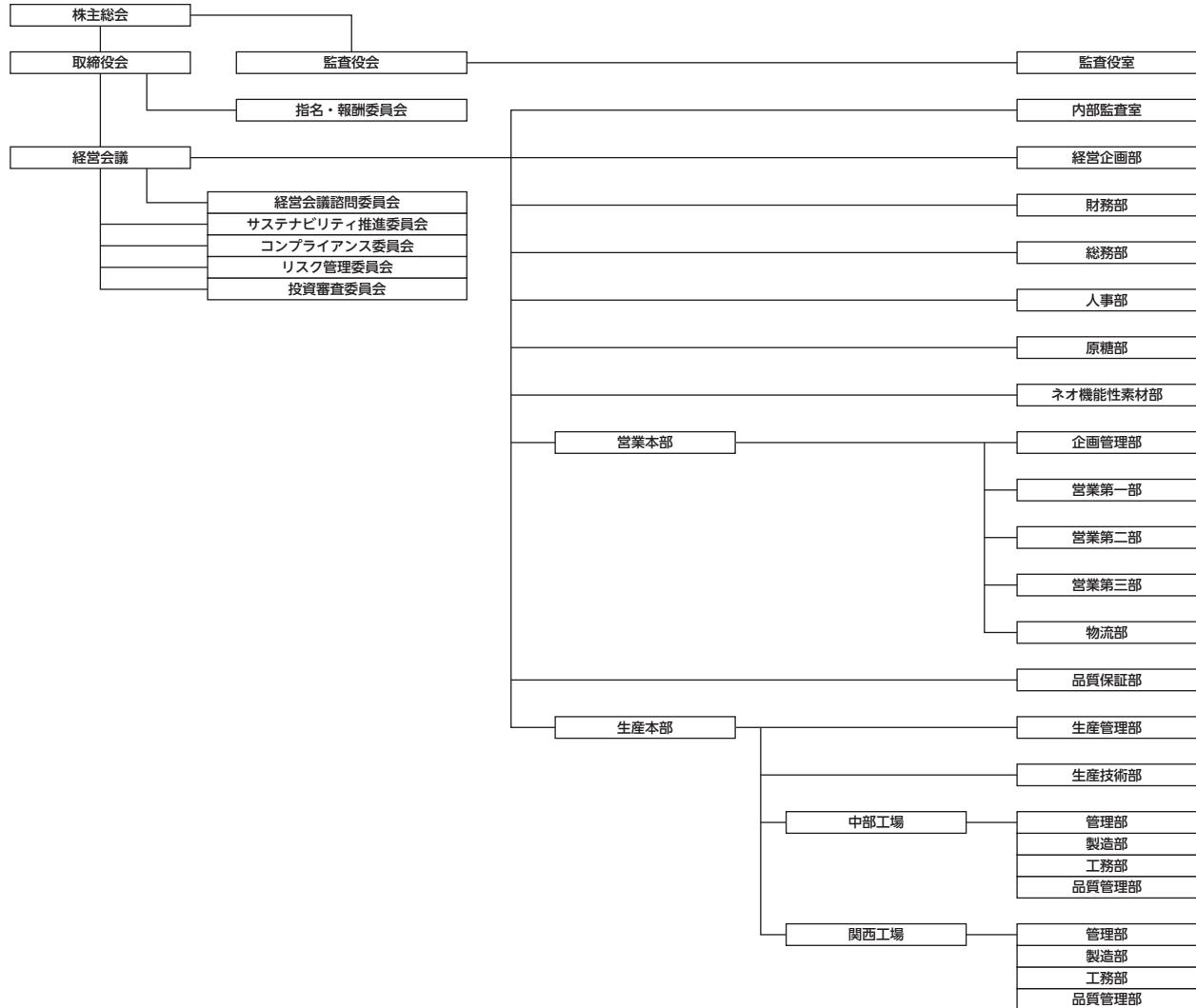
(注) 1. 取締役会としてのスキルバランスを明確化するため、各取締役および各監査役が保有する専門性と経験のうち、特に当社において期待する領域を記載しており、保有する全ての専門性と経験を表すものではありません。

2. ※印は取締役および監査役の新任候補者であります。

以上

(ご参考)

2024年10月1日付（予定）の当社の組織機構図



(ご参考)

2024年10月1日付（予定）の当社の役員体制

[取締役体制]

代表取締役会長	仲野 真司
代表取締役社長	山本 貢司
取締役	大久保 亮
取締役	伊藤 成人
社外取締役 独立役員	飯塚 佳都子
社外取締役 独立役員	藤原 浩
社外取締役 独立役員	山東 理二
社外取締役	南 勝之
社外取締役	太田 晋二

[監査役体制]

常勤監査役	今井 秀明
常勤監査役	小西 正人
社外監査役 独立役員	和田 正夫
社外監査役 独立役員	成瀬 圭珠子

[執行役員体制]

執行役員社長	山本 貢司	
専務執行役員	大久保 亮	内部監査室担当
執行役員	山口 康雄	経営企画部担当
執行役員	伊藤 成人	人事部・経営企画部担当
執行役員	大場 健司	財務部担当
執行役員	安西 浩樹	ネオ機能性素材部担当
執行役員	飯塚 裕之	総務部担当
執行役員	三枝 恵	営業本部長
執行役員	砂坂 静則	生産本部長
執行役員	平林 克樹	営業本部長代行
執行役員	杉浦 和彦	生産本部長代行

定時株主総会会場ご案内図

会 場

ロイヤルパークホテル
2階「有明」
東京都中央区日本橋
蛎殻町二丁目1番1号
03-3667-1111 (代表)

交 通

東京メトロ半蔵門線「水天宮前駅」
4番出口 とホテル地下2階が
直結しております。

東京メトロ日比谷線「人形町駅」
A2出口 から徒歩約8分

都営浅草線「人形町駅」
A3出口 から徒歩約9分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。